

「あおり生業づくり復興特区」における優遇制度の御案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、青森県と関係市町が共同申請を行った「あおり生業づくり復興特区」が、平成 24 年 3 月 2 日に認定を受けたことに伴い、おいらせ町内の復興産業集積区域において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業（「新規立地促進税制」は法人のみ）については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

1 対象事業者

特定の復興産業集積区域内において、特定業種に該当する事業を営む法人又は個人事業者で、新たな設備投資(固定資産台帳に記載されるもの)や被災者の雇用を維持した事業者。

2 税制上の特例措置

【国 税】 法人税

いずれかを選択適用

特別償却 又は 税額控除 37条	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却又は税額控除できます。							
	特別償却 機械装置	~31年3月末 50%	~33年3月末 34%	選択 適用	税額控除 機械装置	~31年3月末 15%	~33年3月末 10%	
	建物・構築物	25%	17%		建物・構築物	8%	6%	
※上記税額控除は、税額の 20%が限度。20%を超えた金額については、4 年間の繰越控除が可能。								
法人税等 特別控除 38条	雇用等している被災者に対する給与等支給額を税額控除できます。							
	指定日	28年4月1日~31年3月末	控除率	10%	指定日	31年4月1日~33年3月末	控除率	7%
※上記税額控除は、法人税額の 20%が限度。								
新規立地 促進税制 40条	新設された法人が、特定業種の事業を営む場合、指定後 5 年間無税となります。							
	新法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定 5 年後、所得金額を限度)			+	再投資等した場合の即時償却 (再投資等準備金残金を限度)			
※その他、投資・雇用等の要件があります。								
研究開発 税制 39条	開発用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。							
	研究用資産について即時償却			+	開発研究用資産の即時償却した減価償却 の 12%を税額控除 (通常 8~10%)			
※上記 3 種の選択適用の特例と併せて適用可能								

【地方税】 上記国税の特例のうち、特別償却／税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、下記の地方税の課税免除を受けられるようになります。

【県 税】

法人事業税

不動産取得税

【町 税】

固定資産税

3 規制の緩和措置

百石工業団地、鶉久保山地区、浜道地区、向山地区、後谷地地区において工場立地に係る緑地面積率等を緩和します。